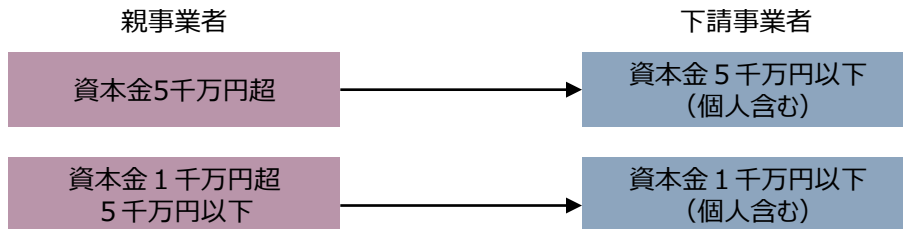


1. ガイドラインに関連する法令について

本ガイドラインに関連する法律は、主に①下請法、②独占禁止法（うち、優越的地位の濫用）です。

①下請法

以下の図のとおり、親事業者は、書面の交付義務等の**4つの義務**と、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止等の**11の禁止行為**について、下請法の規制を受けることとなります。放送コンテンツの取引は、下請法上の「情報成果物作成委託」に該当します。



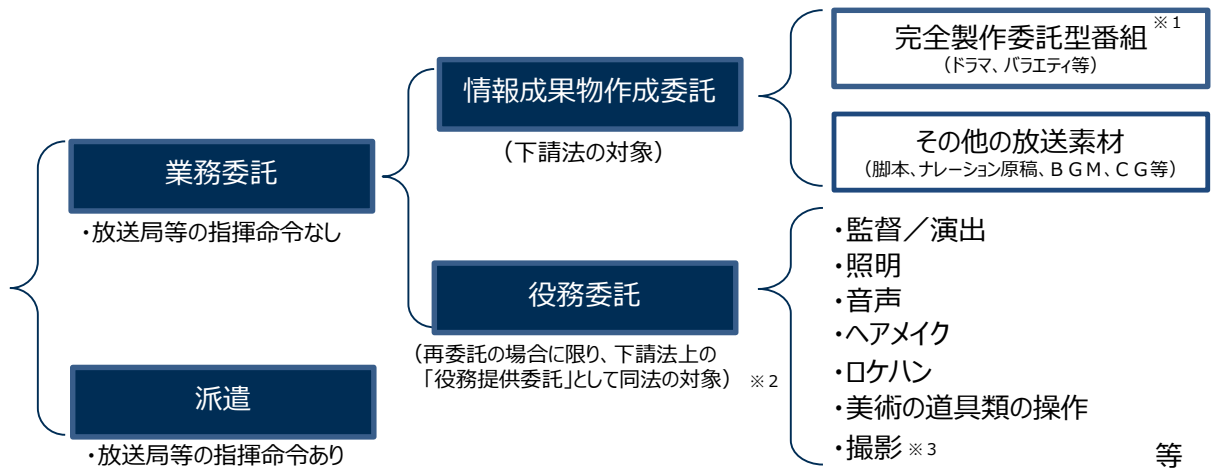
義務

①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務

禁止行為

①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

※放送コンテンツの製作に関する契約形態



※1：「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省）で定義している「完全製作委託型番組」（#）を指す。

「製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。」

※2：親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

※3：VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当。

(注) 上記の分類のほか、放送局は、映画、アニメ、スポーツ番組等の放映権を「購入」する場合がある。ただし、契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の「購入」であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、下請法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。（総務省ガイドラインより）

②独占禁止法（優越的地位の濫用の考え方）

放送事業者が番組製作会社に対して優越的な地位にある場合に、当該放送事業者の番組製作会社に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為（買ったたき等）が禁止されています。

優越的地位に該当するかは、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等から総合的に判断されますが、**ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高い**といえます。こうした優越的地位の濫用に該当するおそれがある行為類型は、以下のようなものが挙げられます。

行為 類型

①購入・利用強制、②不当な経済上の利益の提供の要請、③受領拒否、④返品、⑤支払遅延、⑥減額、⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

③その他重要な法令

a) 著作権法

著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。「発意」とは、番組を自ら企画立案した場合だけでなく、他人からの依頼等によって製作意思を有するに至った場合も含まれます。「責任」とは、資金を提供しただけで単なる外注に過ぎないと評価されるようなものではなく、番組を製作する上でのリスクを負い、製作を行う法的主体として製作に関する収入支出を自己の計算において行っていることが求められると考えられます。

b) 消費税転嫁対策特別措置法

令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げ後の価格を、消費税率の引き上げ前の税込価格と同額に据え置くなどの行為は、同法第3条第1号後段の「買ったたき」に該当し、問題となります。

c) 下請中小企業振興法

下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定が規定されています。平成30年12月には同基準が改正され、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設されており、以下のような行為をはじめ、**下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされています。**

親事業者による不適切な行為事例

①適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更、②無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額、③親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延、④親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請、⑤過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送、⑥納期や工期の過度な特定時期への集中

2. 留意すべきポイントについて

本ガイドラインでは、主に5つの項目において、具体的な事例とともに、下請法あるいは独占禁止法などに該当しないかを検討しています。ここでは、主要なポイントを紹介します。

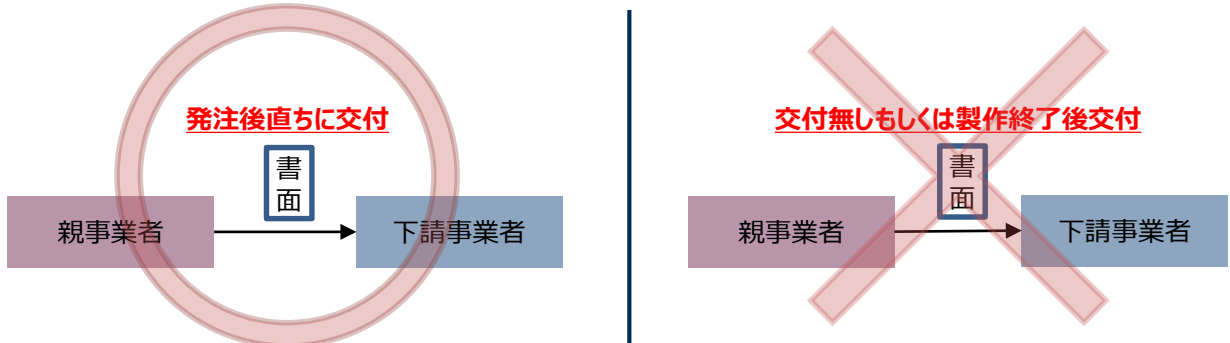
書面の交付

■書面の交付は義務

下請法では、情報成果物作成委託の取引を行う場合に、委託内容に関する発注**書面の交付義務**が定められています。その書面には支払代金の額や支払期日などの事項が記載されている必要があります。

■書面は直ちに交付

書面は、**発注に際して直ちに交付する義務**があります(※)。



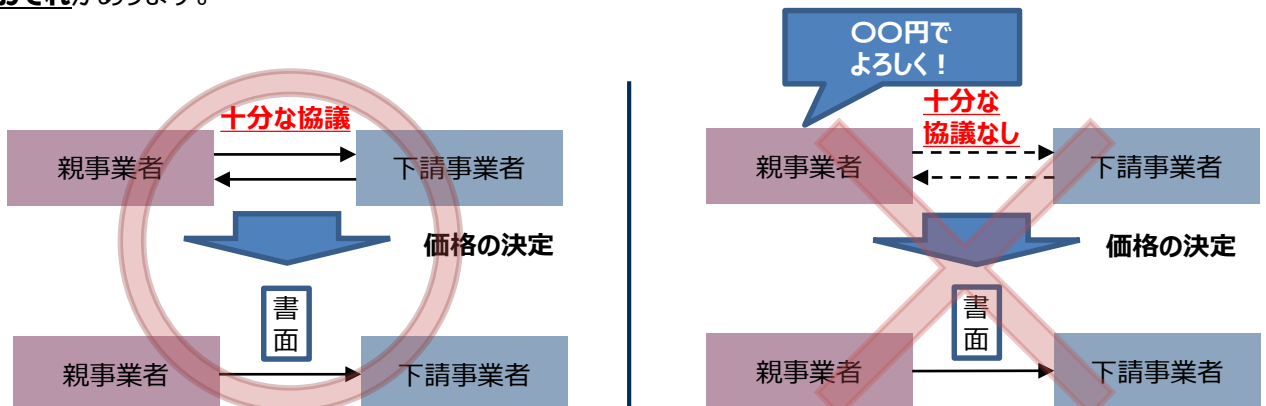
(※) 書面の必要記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合は、当該事項以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます(ただし、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定める予定期日を当初書面に記載する必要あり)。当初書面に記載していない事項については、下請事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付しなければなりません。また、当初書面と補充書面とで同じ注文番号を用いる等、相互の関連性を明らかにする必要があります。

- なお、製作会社から要請があった場合、金額が大きい場合、個人情報扱う場合、海外での業務など安全管理上の懸念がある場合においては、下請法の対象以外の取引についても、できる限り下請法上求められる書面又は適切な書類を交付することを推奨します。

取引価格の決定

■一律の発注費用削減は「買ったとき」に該当するおそれ

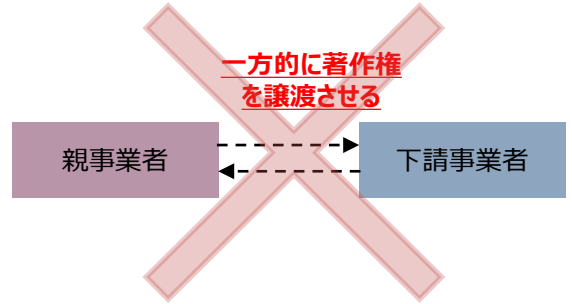
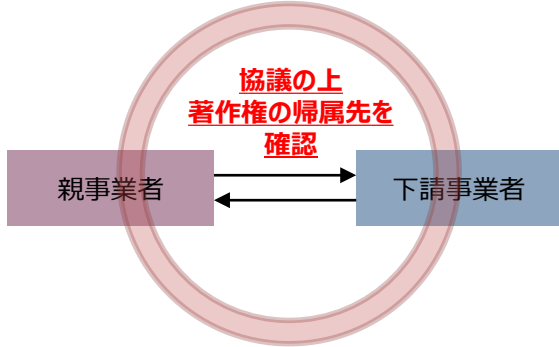
下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて**著しく低い額を不当に定めることは「買ったとき」として禁止**されています。例えば、取引価格の決定において、十分な協議が行われず、過去の製作費と比べて明らかに下回っている場合や、一律に一定比率の削減などは、下請法上の**「買ったとき」に該当するおそれ**があります。



著作権の帰属

■ 十分な協議の無い著作権の譲渡は独占禁止法・下請法違反になるおそれ

著作権の帰属は、製作実態も踏まえて判断することが重要です。親事業者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権を親事業者に譲渡させる場合は、独占禁止法上問題となる可能性があります。また、著作権の譲渡の対価について十分な協議を行わず、親事業者が一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買ったたき」に該当します。

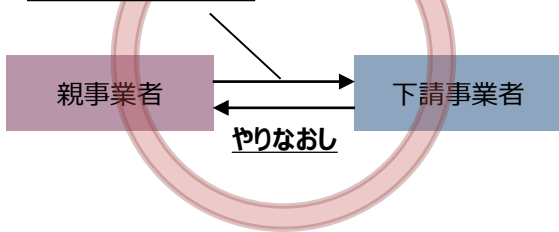


取引内容の変更・やり直し

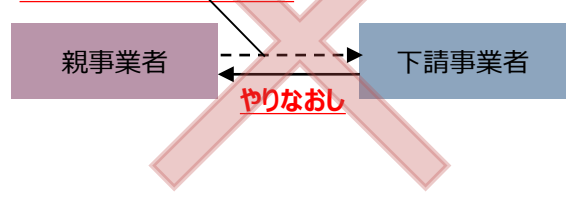
■ 受領後の追加業務は下請法・独占禁止法違反になるおそれ

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の取引内容の**変更・やり直し**により、**下請事業者の利益を不当に害してはならない**とされています。放送局側の事情により、受領後に追加的な業務が発生した際に、必要となる費用を親事業者が負担していない場合は、下請法あるいは独占禁止法上問題となる可能性があります。

- 十分な協議を実施
- 必要な費用を支払い



- 十分な協議なし
- 下請事業者の責めに帰すべき理由はなし
- 必要な費用の支払いなし



その他

a) **支払期日はVTRを受領した日から起算して60日以内**：下請法では、「下請代金の支払遅延」として、親事業者が、VTR等を受領した日から起算して**60日以内**に下請代金を全額支払わないことは禁止されています。

b) **取引先の都合を理由とした減額**：下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることを禁じています。放送局が出演者の選定を行った際に出演料が高額となったことを理由に、**番組製作会社への発注金額が当初の交付書面より減額された場合**は下請法上問題となります。

c) **アニメの製作における局印税**：放送局が、一方的に二次利用の収益配分（例：「**局印税**」の**長すぎる設定期間**や**広すぎる設定権利範囲**、**高すぎる料率等**）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上問題となりうるおそれがあるため、事前に製作委員会の構成員において十分な協議が行われることが必要です。